［条を削る。］

（大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。

六　プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。）の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（加工設備の操作）

第七条の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる加工設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［一～三　同上］

四　加工設備の操作に必要な構成人員がそろつているときでなければ操作を行わせないこと。

五　加工設備の通常の操作（加工施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が加工設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

七　［略］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

六　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

七　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

八　［同上］